

令和 7 年度

美園南中学校部活動に係る活動方針



令和 7 年 4 月

1. はじめに

部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日頃の練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感または、悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、美園南中学校の学校教育目標を達成する大変意義深い教育活動の一つである。本校の部活動方針は生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指している。

2. 部活動の原則

- ① 本校における部活動への加入は「希望制」となる。仮入部期間などを通して、生徒・保護者で相談の上、加入する部活動を決定する。
- ② 部活動を3年間継続して取り組めることが望ましい。しかし、やむを得ない事情がある場合には、本人・保護者・旧顧問・新顧問・担任の相談の上、部活動を変更することができる。やむを得ない事情とは以下のような場合である。

ア. 怪我や健康上の理由により、今までの部活動を継続できなくなった時

イ. 人間関係等で問題が生じ、生活指導上変更が望ましいと判断された時

ウ. 家庭の事情の変化等により、保護者から切実な要望があった時

その際、新しい部活動に転部する場合は「部活動転部届」と「部活動本入部届」、退部のみの場合は「部活動退部届」を記入し担任へ提出する。「部活動転部届」または「部活動退部届」は部活動担当が保管し、「部活動本入部届」は新顧問が保管する。

3. 適切な運営のための体制整備

(1) 活動計画の策定等

- ア 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。また、各部保護者、生徒にその活動予定表を周知する。
- イ 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。
- イ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4. 部活動の適切な休養日の設定について

（１）休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

- ア 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 中学校総合体育大会、新人体育大会・公的コンクール等の大会の 2 週間前からは生徒の健康管理も考慮した上で、別の期間の土・日曜日に振替の活動休止日を設定すれば、連続して土・日曜日に活動してもよい。ただし、その場合は、保護者の理解、校長の許可を得るとともに、生徒の負担過重にならないように配慮する。
- ウ 長期休業中は、学期中の休養日に準じ、学校閉庁日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は休養期間とする。
- エ 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（グラウンド割り当てや体育館割り当てに応じて活動時間は調整する）また、競技団体主催大会や練習試合等で、この時間を超える場合は保護者の了承を得る。

（２） 休養日の設定に当たっては保護者の要望なども取り入れながら設定する。また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても適切に対応する。

5. 部活動 活動計画

（１）部活動の数

次の部活を設置する。（令和 6 年度 5 月時点 3 年生を含めた総人数）

部活動名	生徒数	部活動名	生徒数
野球部	27	バドミントン（男子）	16
サッカー	42	バドミントン（女子）	48
バレーボール（男子）	28	ソフトボール	24
バスケットボール（男子）	34	ハンドボール（男子）	27
バスケットボール（女子）	24	ハンドボール（女子）	30

卓球（男子）	5 1	陸上	4 6
卓球（女子）	2 1	剣道（男子）	1 8
ソフトテニス（男子）	4 6	剣道（女子）	1 7
ソフトテニス（女子）	5 3	吹奏楽	5 5
SSTC	4 1	美術	2 9
生活	5	文芸	2 1

（２）活動日時

ア 平日

- ・活動可能日 月・火・水・木・金（１日以上の休養日を設定）
- ・活動可能時間

	市新人体育大会まで	市新人体育大会終了後	
	4月～9月	10月・2月※・3月	11月～1月、2月※
部活終了	17：45	17：15	16：45
最終下校	18：00	17：30	17：00

※2月のテスト後から適用。テスト前は17：00完全下校。

- ・朝練習の開始時間について

生徒の睡眠時間の確保、生徒を送り出す家族の負担、学校周辺の住民の方への配慮から、
課業日期間中は午前7時30分からとする。

朝練習時刻 7：30（校門立ち入り時間7：15～）～8：10（片付けを含む）

朝練習は上記の時間帯で行うことができる。

イ 休日

- ・土曜日、日曜日のうちいずれかで1日以上休養日を設定する。

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日＜以下「週末」＞という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会やコンクール、展覧会等がある場合、直前の2週間前は、別の期間の土・日曜日に振替の活動休止日を設定すれば、連続して土・日曜日に活動してもよい。ただし、その場合は、保護者の理解を得るとともに、生徒の負担過重にならないように配慮する。

ウ 長期休業中

- ・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日は休養期間とする。

エ プレシーズン（大会前）について、プレシーズンは生徒及び保護者の同意のもと平日の活動時間の延長を校長の許可を得て活動を行うことができる。

オ 定期試験前、部活動停止期間（1週間前）～定期試験当日までの活動を原則停止する

※定期試験付近に大会等がある場合、生徒及び保護者の同意のもと活動を行う。

6. 事故防止について

(1) 事故防止の徹底

- ①部活動は常に怪我や事故の危険と隣り合わせにあるため、生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具や活動場所の安全確認並びに準備運動などの事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりに努める。また気象庁の高温注意情報や雷情報等が発せられた時間帯における活動は控え（停止・中止）、休養（休憩）、水分補給を十分にいき、熱中症事故防止も徹底する。
- ②原則 31℃（WBGT）及び 35℃（乾球温度）を超える気温での活動は中止となる場合は放送にて連絡をする
- ③自転車による会場移動の際には、交通事故に十分留意し、ヘルメットを着用する。

7. 美園南中学校部活動 補足資料

(1) 生徒の練習試合、コンクール、公式戦等への移動について

移動については、原則として貸切バスや公共交通機関及び自転車を利用する。その際、教員または保護者が必ず引率する。特に自転車を使用する場合はヘルメットを着用し、安全指導を十分に行う。

※自転車を使用する際は、自転車損害保険に必ず加入すること。

(2) 校外で活動を行う場合について

顧問が部活動生徒引率届を作成し、校長に提出する。

(3) 3年生の部活動引退後の活動参加について

以下の条件を満たし、「部活動参加届」を提出し生徒は活動に参加することができる。

条件	引退しても活動を許可する条件
----	----------------

- ・引退後も引き続き、中体連の選抜チームなどで活動している者。
- ・受験に競技の実技試験を要する者。
- ・上記以外で、県公立入学者選抜終了後に「部活動参加届」を提出者。